

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

##### 【地域の人口構造】

幸田町は、緑豊かな自然環境や JR、名豊道路などの恵まれた交通インフラを有し、土地区画整理事業等による計画的な市街化整備により企業誘致と住宅地供給を継続的に行うことで、愛知県平均より年少人口割合、生産年齢人口割合が高く、老年人口割合が低い状況となり、平成52年にかけて人口が伸びていくと推計され、現状の比較的若いまちが継続される見込みである。

##### 【産業構造】

幸田町は、製造品出荷額が約1.5兆円（平成27年度実績※工業統計調査）と全国市町村の中でも上位を占める存在となっているが、産業就業者割合は、第1次産業が4.1%、第2次産業が43.0%、第3次産業が46.7%となっており、第2次産業就業者に対するサービス需要の高まりにより、第3次就業者数が第2次産業就業者数を上回る状況とであり、第2次産業だけではなく多様な業種が存在している。

##### 【中小企業者の実態】

県内平均よりも生産年齢人口割合が高いところではあるが、町内製造品出荷額が4年間で約1.7倍（約9千億円（平成24年度実績））となるなど、町内企業の業績が上向きになっていることから、求人有効倍率が1.8%（平成30年3月実績※岡崎安定所）と人手不足、後継者不足等の課題に直面している。

このような中、幸田町まち・ひと・しごと総合戦略でも目標としている「産業振興と就業機会の創出」達成のため、独自の取り組みとして経済産業省の補助事業であるスマートものづくり応援隊事業（経営改善事業、ものづくりカイゼンインストラクター育成スクール事業）における人材育成支援や産業活性化補助金等を講じてきたが、引き続き町内中小企業の生産性の抜本的な向上により、人手不足等に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていこうとする取り組みを支援していくことは、喫緊の課題である。

#### (2) 目標

中小企業等の経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、地域の中核都市として更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するため、計画期間中に30件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

### (3) 労働生産性に関する目標

現在、域内の中小企業は、人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、現状を放置すると域内の産業基盤が失われかねない状況である。このような中、域内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業にしていくことは、喫緊の課題である。

したがって幸田町では、中小企業等の経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

幸田町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が幸田町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進に関する事項

### (1) 対象地域

幸田町の産業は、駅周辺、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、町内全域とする。

### (2) 対象業種・事業

幸田町の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が幸田町の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

ただし、本計画では本町の経済発展や雇用の創出を図る事を目的としているため、町内に従業員が従事する事業所があり、当該事業所で導入する先端設備等が直接商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に供される事業に限る。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から5年間とする。

### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に際し配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。